

物品購入等仕様書

発注局課	脳卒中・神経脊椎センター総務課		担当者	長崎
			電話番号	753-2615
納入期限	令和7年3月31日	部分払		<input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
納入場所	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター			
分類番号	品名	メーカー・型番	数量	単価（円）
	手術用顕微鏡		一式	
	【構成内容や仕様条件については、手術用顕微鏡仕様条件説明書（別紙）を参照のこと】			
	・契約約款は横浜市契約約款を適用する。なお、「市長」は「病院事業管理者」、「横浜市契約規則」は「医療局病院経営本部契約規程」と読み替えるものとする。			

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 手術用顕微鏡仕様条件説明書

1. 可搬型手術用顕微鏡	
1-1 構成に関しては以下の要件を満たすこと	
1-1-1	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定められている可搬型手術用顕微鏡であること
1-1-2	本体重量は200kg未満、鏡筒保持アームが水平の際に全高が2000mm未満であること
1-1-3	外視鏡手術専用の装置であること
1-1-4	光源は、LEDであること
1-1-5	術野映像を4K3D画像に変換ができ、かつ異なる2枚のディスプレイに表示できること
1-1-6	通常光観察モードおよびICGによる血管描写観察モードを搭載していること
1-1-7	血管描写観察画像をプレイバックできる録画機能を有し、フットスイッチで操作可能であること
1-1-8	鏡体とグリップが一体化していること
1-1-9	グリップハンドルを含め鏡筒部分（ただし、アーム接続部は除く）はφ80×180mm以内のサイズであり、180度の角度でもカメラアングルの調整が可能であること
1-1-10	緊急時に使用できるループを保有し、本体に収納できること
1-1-11	ワイヤレスかつ有線で操作できるフットスイッチを有していること
1-1-12	カメラは電動フォーカス機能を有していること
1-1-13	執刀医が3D画像をみて外科的手術ができること
1-1-14	脳の血管を3D画像にして術者および手術内のスタッフが観察ができること
1-1-15	稼働ができる4K3Dに対応した55インチ以上のディスプレイを1台とディスプレイ用プロテクターを準備すること
1-1-16	稼働ができる4K3Dに対応した32インチ以上のディスプレイを1台とディスプレイ用プロテクターを準備すること
1-2 録画装置	
1-2-1	3.5インチ以上のLCDモニター、2TB以上のHDDを有し、コンポジットビデオ、Sビデオとステレオオーディオの入/出力と、アナログRGBの入力端子、デジタル映像は3G/HD/SD-SDIとDVI-D 入/出力端子を搭載している録画装置を準備すること
1-2-2	録画装置に対応した2TB以上のUSBHDDを5個以上納品すること
1-3 その他	
1-3-1	取扱説明書と添付文書を電子媒体（PDF）で提出すること
1-3-2	使用する職員全員に対して医療機器安全管理研修を実施し、研修記録を臨床工学部に提出すること
1-3-3	設置納品日は、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター臨床工学部職員と調整を行うこと
1-3-4	納品時には、最新のバージョンで納品すること
1-3-5	当院のレイアウトに対応した状態で関連する装置に接続するケーブルをすべて準備すること
1-3-6	設置に関わる費用をすべて含むこと
1-3-7	明工社製のテーブルタップ（品番：MR7548TD5M）を10個納品し、装置に設置する用途では固定すること
1-3-8	顕微鏡ドレープを10個納品すること
1-3-9	3D眼鏡および2D眼鏡をそれぞれ10個以上納品すること
1-3-10	設置する録画装置はそれぞれ転倒、落下等の防止対策を行うこと
1-3-11	10mのSDIケーブルを1本納品すること
1-3-12	ケーブルの接続部に接続箇所がわかるように標記すること
1-3-13	5kg以上の重量に対応したハンガーマジック式ナイロン結束ベルトを10本納品すること
1-3-14	納入検査確認後1年間は、随時、電話又は派遣技術員により対応し、その費用は本調達に含む
1-3-15	日本国内で脳神経外科外視鏡手術の使用実績があること